

参考資料

厚生労働省年金局
平成28年3月14日

これまでの法律・閣議決定等

改正項目	法律・閣議決定等
1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◎社会保障制度改革プログラム法(平成25年法律第112号) ◎経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定) ◎「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定) ○一億総活躍社会の実現に向けて早急に実現すべき対策 (平成27年11月26日一億総活躍国民会議)
2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除	<ul style="list-style-type: none"> ◎年金機能強化法(平成24年法律第62号) ○一億総活躍社会の実現に向けて早急に実現すべき対策 (平成27年11月26日一億総活躍国民会議)
3. 年金額の改定ルールの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ◎社会保障制度改革プログラム法(平成25年法律第112号) ◎一億総活躍社会の実現に向けて早急に実現すべき対策 (平成27年11月26日一億総活躍国民会議)
4. 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)
5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◎会計検査院の意見表示(平成27年10月20日)

社会保障制度改革プログラム法に規定された公的年金制度の検討課題

◎持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年法律第112号)(抄)

(公的年金制度)

第六条 (略)

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

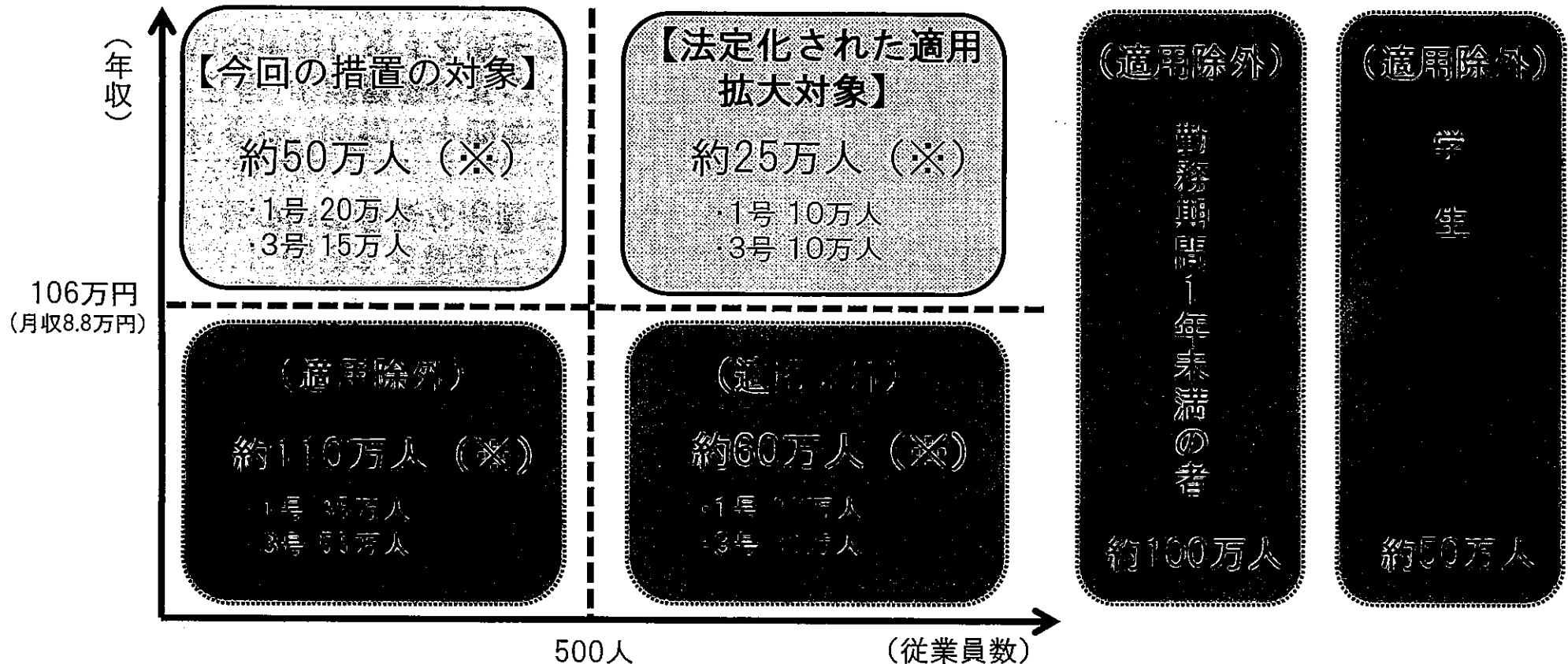
- 一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方
- 二 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大
- 三 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方
- 四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

↑
長期的な持続可能性を強固にし、セーフティネット機能を強化する観点から社会保障制度改革国民会議報告書で取り上げられた4つの課題が規定された

平成28年10月施行の適用拡大の対象

- ① 週20時間以上
- ② 月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)
- ③ 勤務期間1年以上見込み
- ④ 学生は適用除外

週20～30時間の短時間労働者(約400万人)



(※) 対象者数は、国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者のほか、60歳以上の者や20歳未満の者で新たに厚生年金に適用となる者を含む。

短時間労働者の就業促進のための対策

就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金の引上げや、本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすことを通じ、人材確保を図る意欲的な事業主に対し、取組への一時的な支援を行う。

キャリアアップ助成金を活用し、対策を実施(平成28年10月～平成31年度)※一部平成28年4月からの措置

- 被用者保険の適用に際して、短時間労働者の賃金引上げや、本人の希望を踏まえて労働時間延長を行った事業主に対して、賃金引上げ幅や労働時間延長幅に応じて、段階的に助成
⇒ 短時間労働者の収入は確実に上昇+将来の年金の増額
- 賃金引上げと労働時間延長の双方を行った事業主には、1事業所あたり最大600万円助成
⇒ 例えば、毎日1時間(週5時間)労働時間延長を行った場合や、賃金3%引上げ+週4時間労働時間延長を行った場合には、短時間労働者の手取りは被用者保険加入後も増加
- 対象人数:20万人程度(のべ)(※対象人数については、対策期間の総計)

<対策の内容>

*いずれの措置も1事業所あたり最大300万円まで

- ① 賃金の引上げ(最低賃金引上げ分を含まず)を行う事業主への支援
 - ・ 賃金テーブルを改定し、短時間労働者の賃金を2%以上増額させた事業主(平成28年4月からの措置)
(助成額)1事業所あたり人数と対象範囲に応じて5万円～300万円(大企業3/4程度)
 - ・ 積極的に適用拡大を行う中小企業(※)において、被用者保険適用となる短時間労働者等について、賃金を増額した事業主
※ 中小企業が適用拡大できるよう、法改正することが前提(平成28年10月から平成31年度までの措置)
(助成額)賃上げ3%以上:1人あたり2万円(大企業1.5万円)～賃上げ14%以上:1人あたり10万円(大企業7.5万円)
- ② 労働時間延長を行う事業主への支援
 - ・ 週労働時間を5時間以上延長し被用者保険適用した事業主(平成28年4月から平成31年度までの措置)
(助成額)1人あたり20万円(大企業15万円)
 - ・ 上記賃金の引上げとあわせ処遇改善に積極的に取り組んだ事業主(平成28年10月から平成31年度までの措置)
(助成額)1時間以上延長:1人あたり4万円(大企業3万円)～4時間以上延長:1人あたり16万円(大企業12万円)

①と②は併用可

短時間労働者の就業促進のイメージ

(事業主への助成)



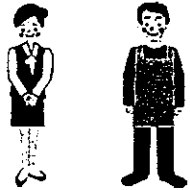
助成額22万円

助成額20万円

助成額18万円

助成額16万円

(短時間労働者)



(例)
時給1,000円、
週20時間
で働く短時間労働者
(年収104万円)



<手取り>
104万円
<被用者保険適用>
なし(基礎年金のみ)

※第3号被保険者のケース
※手取りは年金保険料と医療保険料
の控除後の金額で、税引き前。

①賃金引上げ(3%)
+
労働時間延長(5時間)
により被用者保険適用

①時給1,030円、週25時間
で働く短時間労働者(年収133.9万円)
↓ 社会保険料19.4万円
<手取り>114.5万円
<被用者保険適用>あり(基礎+報酬比例年金)

②労働時間延長(5時間)
により被用者保険適用

②時給1,000円、週25時間
で働く短時間労働者(年収130万円)
↓ 社会保険料19.4万円
<手取り>110.6万円
<被用者保険適用>あり(基礎+報酬比例年金)

③賃金引上げ(3%)
+
労働時間延長(4時間)
により被用者保険適用

③時給1,030円、週24時間
で働く短時間労働者(年収128.5万円)
↓ 社会保険料19.4万円
<手取り>109.1万円
<被用者保険適用>あり(基礎+報酬比例年金)

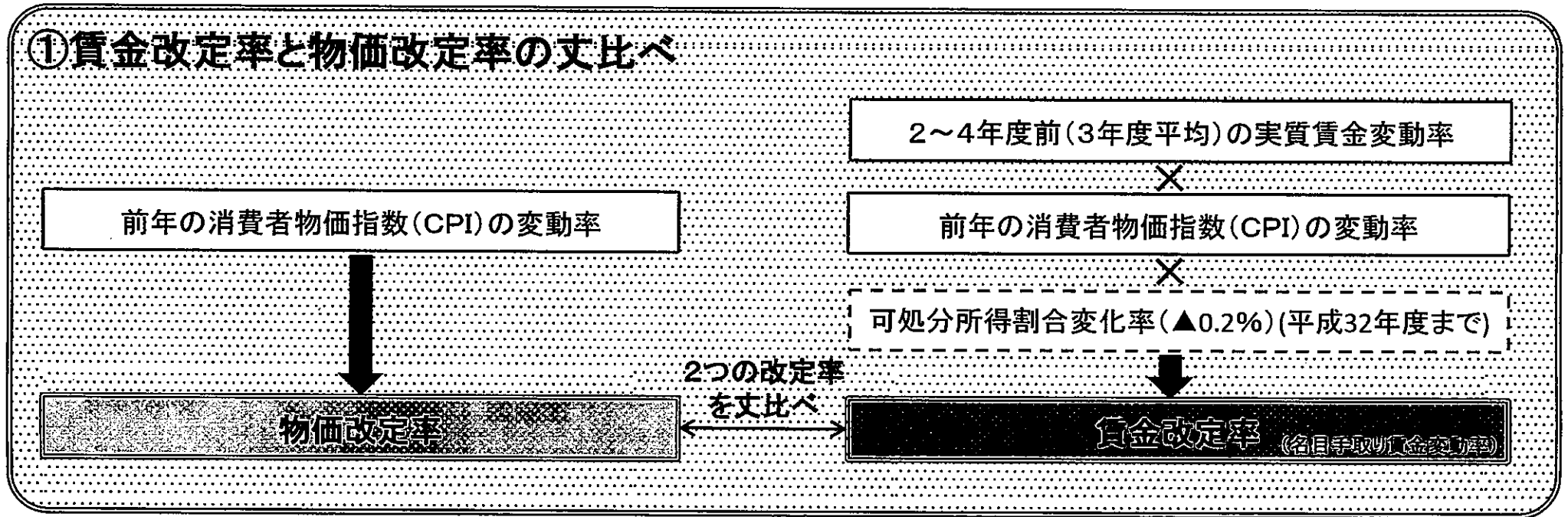
④賃金引上げ(5%)
+
労働時間延長(3時間)
により被用者保険適用

④時給1,050円、週23時間
で働く短時間労働者(年収125.6万円)
↓ 社会保険料18.4万円
<手取り>107.2万円
<被用者保険適用>あり(基礎+報酬比例年金)

※厚生年金保険料率は17.828% (労使折半。平成27年9月～)、健康保険料率は11.58% (労使折半。平成27年度協会けんぽ全国平均値。介護分1.58%含む)
※例えば、月収8.8万円 (個人の年金保険料月0.8万円) で40年間就業すれば、年金額は基礎年金月額6.5万円に加え、報酬比例年金月額1.9万円の増

年金額の改定(スライド)ルールイメージ図

①賃金改定率と物価改定率の丈比べ



②マクロ経済スライドによる調整

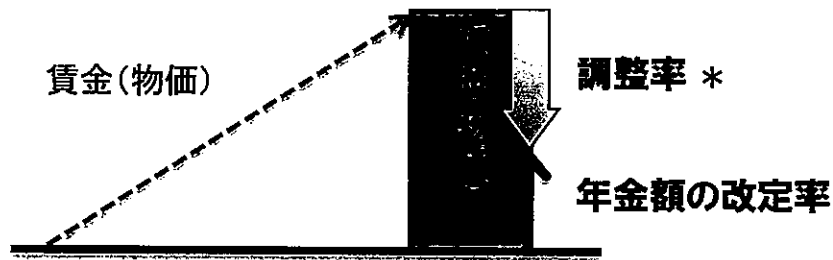
※年金額の名目下限の措置

年金額改定

「マクロ経済スライド」による年金水準の調整

- 「賃金再評価」や「物価スライド」の改定率を調整して、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組み
- 具体的には、現役被保険者の減少率を基本とした「調整率」を設定して、その分を「賃金再評価」や「物価スライド」の改定率から控除
 - ※ 改定率の考え方が平均賃金に連動する仕組みから、現役人口の減少分を含んだマクロの賃金総額に連動する仕組みとなったという意味で「マクロ経済スライド」と説明
- この仕組みによる年金水準の調整は、名目額を下回らない範囲で行うこととされている(名目下限措置)

<具体的な仕組み>



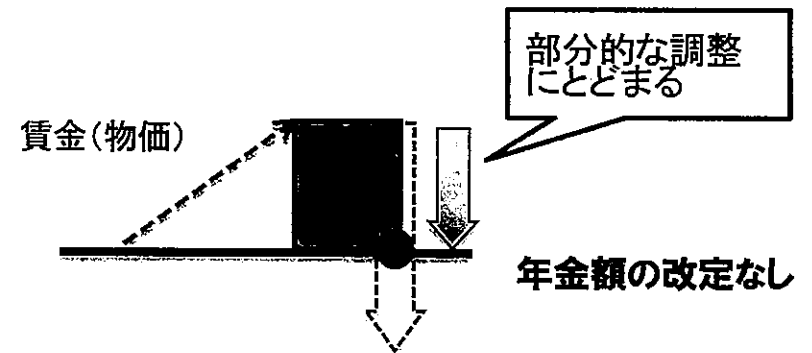
* 調整率

= 『公的年金全体の被保険者の減少率(直近3か年度の実績値の平均値)
+ 平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)』

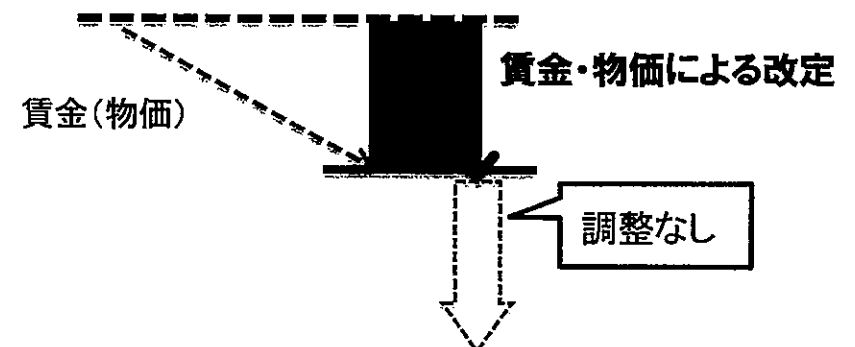
≪毎年度、調整率は異なるが、2014年財政検証に基づく2015から2040年までの見込み(年平均)では1.2%~1.3%≫

<名目下限措置>

○賃金・物価の伸びが小さい場合



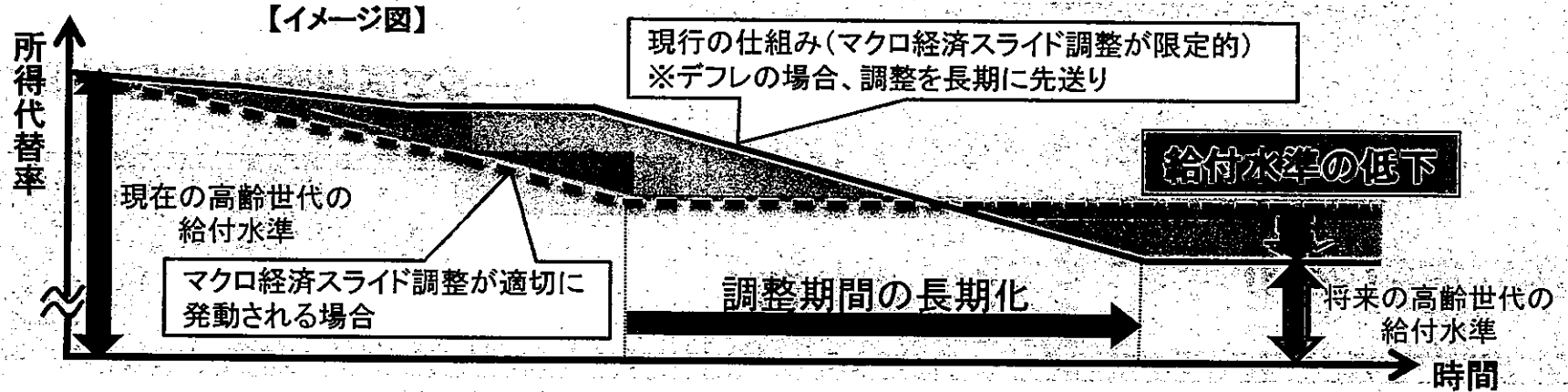
○賃金・物価の伸びがマイナスの場合



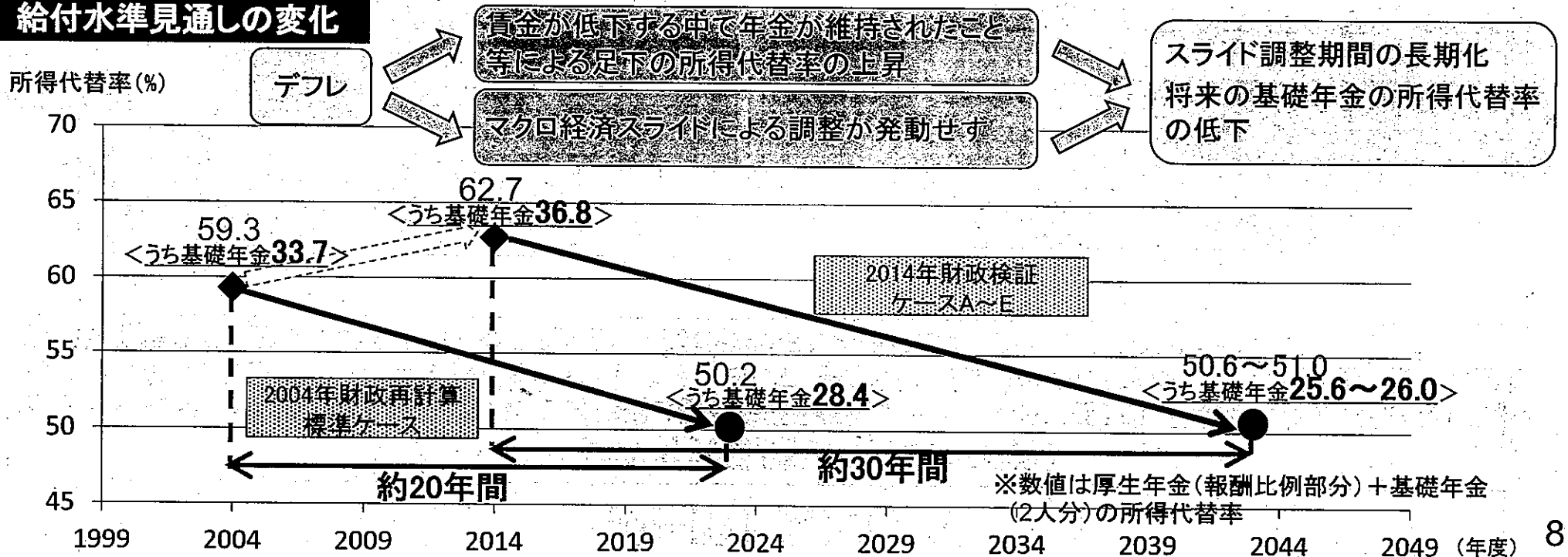
マクロ経済スライドと給付水準調整の見通し

マクロ経済スライド

- マクロ経済スライド調整は、現役世代の減少と平均寿命の伸びという人口構造の変化に対応し、時間をかけて徐々に年金水準を調整(低下)させるもの。
- 保険料の上限が固定されている現行の財政フレームの下では、これを適切に発動することが、将来世代の給付水準の確保に不可欠。



給付水準見通しの変化



GPIF改革について

改訂日本再興戦略(平成26年6月)

基本ポートフォリオ見直しとあわせ、ガバナンス体制の強化を図る必要があり、(中略)高度で専門的な人材の確保等の取組を速やかに進めるとともに、(中略)当該資金の規模・性格に即して、長期的な健全性の確保に留意しつつ、年金制度、法人の組織論等の観点から今後の法改正の必要性も含めた検討を行うなど必要な施策の取組を加速すべく所要の対応を行う。

基本ポートフォリオ見直し
必要なガバナンス体制の強化

26年10月 基本ポートフォリオ見直し
・分散投資の推進(国債比率↓)
・オルタナティブ資産投資の明記
ガバナンス体制の強化
・内部統制の強化
・リスク管理体制の強化
・専門人材の強化

27年 4月 新中期目標・中期計画スタート

27年 5月 独法整備法成立に伴う
運用担当理事選任等

年金制度の健全性の確保
法人の組織論の見直し

26年11月 社会保障審議会年金部会議論開始
年金積立金の管理運用に係る法人の
ガバナンスの在り方検討作業班設置
27年 1月 年金部会に作業班報告(議論の要約)
27年12月 年金部会で議論再開
28年 2月8日 年金部会で議論の整理
28年 2月16日 GPIF改革の方針

GPIF改革の方針(平成28年2月16日 厚生労働省年金局)

GPIF改革の方針

平成28年2月16日 厚生労働省年金局

GPIF改革については、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)や社会保障審議会年金部会における議論等を踏まえ、約140兆円もの年金積立金を運用する世界最大規模の公的年金運用機関としてあるべきガバナンス体制と運用の在り方について、下記の方針で年金積立金管理運用独立行政法人法の改正等を行う。

記

今般の改革に当たっては、GPIFについて、国民から一層信頼される組織体制の確立を図る観点から、合議制による意思決定の導入などのガバナンス改革を実施するとともに、運用については、年金積立金の安全・効率運用のために早急に手当が必要なリスク管理の方法の多様化やコール資金の貸付等の短期資金の運用方法の追加を行うこととする。なお、更に検討が必要な株式のインハウス運用やオルタナティブ資産への投資の課題については、今般の改革の施行から3年後を目途として検討を行い、必要に応じ措置を講じることとする。

I 更なるガバナンス体制の強化

年金積立金管理運用独立行政法人法を以下のように改正する。

1) 合議制による意思決定の導入

○ 新たに経営委員会(仮称)を設置する。

経営委員会は、基本ポートフォリオを含む中期計画等管理運用に関する重要事項や、財務諸表、役職員の報酬、制裁規程等の組織・経営管理上の重要事項を議決するほか、執行部の職務の執行の監督を行う。

経営委員会の構成は、経済、金融、資産運用、経営管理その他の学識経験又は実務経験を有する者9人(うち労使を代表する団体の推薦する者各1人を含む)及び執行部の長とする。

○ 経営委員長及び経営委員は厚生労働大臣が任免する。

2) 意思決定・監督と執行の分離

○ 執行部(執行役員)は、執行部の長、運用担当理事、理事各1人とする。

執行部の長は、法人を代表し、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理することとし、その任免は厚生労働大臣が行う。

○ 経営委員会は、執行部の長が解任事由に該当する場合には厚生労働大臣に報告しなければならない。

○ 執行部の職務の執行の監査等のため、監査等委員会(仮称)を設置することとし、厚生労働大臣が監査等委員となるべき経営委員3人以上(うち1人以上は常勤)を任命する。

○ 役員(経営委員長及び経営委員を含む。)の利益相反を防止するため、公務員並みの再就職規制措置等を講じる。

3) 厚生労働大臣の権限・役割

○ 運用についての最終責任は引き続き厚生労働大臣が負う。

厚生労働大臣は、中期目標(目標運用利回り等)の策定・指示、中期計画及び業務方法書の認可、法人評価、役員(経営委員長、経営委員、執行部の長等)の任免・承認、特に必要があると認めるときのGPIFに対する措置要求を行う。

○ 社会保障審議会に会議体を新設し、中期目標、中期計画、法人評価、役員の任命基準等の重要事項を審議する。

4) その他

○ 情報公開の充実の観点から、現行法に基づく業務概況書その他、運用実績(個別銘柄の保有状況等)、経営委員会の議事録について、市場等に影響を与えないよう留意しつつ、一定期間経過後に公表する。

II 運用の見直し

1) リスク管理の方法の多様化

○ 他の年金運用機関等においてリスク管理のために一般的に活用されているデリバティブ取引のうち、現在、GPIFに利用が認められていない方法(例: 為替先物取引のうち市場デリバティブ取引、株価指数先物取引)について、リスク管理を目的とする場合に限定して利用可能とする。

具体的には、投機的な利用を防止するため、利用目的をリスク管理に限定することを法律上明記するとともに、利用機会・利用額の制限や経営委員会の関与の在り方等に関する担保措置を設定し、これを厚生労働大臣が認可する仕組みを設ける。

2) 短期資金の運用方法の追加

○ 現在認められている譲渡性預金等に加え、コール資金の貸付等の短期資金の運用方法を利用可能とする。

3) オルタナティブ資産への投資

○ オルタナティブ資産への投資について、現行では、投資信託を活用する特殊な方法に限られていることによる非効率を解消するため、現行法の下で対応可能なGPIF自身が個別の投資判断を行わず、有限責任の枠組みで行う方法(LPS(リミテッドパートナーシップ)におけるLP(リミテッドパートナー、有限責任組合員)出資)を政令で追加して措置する。

4) 施行3年後の見直し

○ 今般の改革の施行から3年後を目途として、改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法の施行の状況、その運用についての国民の意識、スチュワードシップ責任をめぐる動向等を勘案し、GPIFの運用が市場その他民間活動に与える影響を踏まえつつ、その運用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。